

換地処分

○ 換地処分とは

区画整理や農用地の造成など、工事によって土地の区画形質が変更される場合に、工事後の新たな土地の区画や道水路等に合わせて、土地の所有権その他の権利を確定させる必要がある。これを、分筆・合筆、所有権その他の権利の消滅・設定等の複雑で膨大な作業を行うことなく、工事前の土地に対して、これに代わるべき工事後の土地を定め、工事後の土地を工事前の土地とみなすもの。

工事後の土地である「換地」を工事前の土地とみなす行政処分が換地処分である。

○ 換地処分のイメージ

1. 農用地の集団化 ①②
2. 土地利用の整序化・土地の整形③、宅地用地(異種目換地)④、農村公園、工場用地創設(創設非農用地換地)⑧⑨
3. 担い手への農地の集約・創設農用地⑩
4. 道水路の位置変更、拡幅、公共用地の生み出し⑤⑥⑦

